

借金に困ったら

多重債務相談利用を

(2016年8月16日掲載原稿)

多額の借金ができて返済に困った時は、債務整理で解決できる場合があります。

債務整理には「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」の四つの方法があり、どの方法で債務整理をするかは、弁護士ら専門家と相談し、借金（債務）の金額や内容、本人の収入・財産、返済ができなくなった事情などを総合的に判断して決めます。

「任意整理」は、裁判所を利用せずに個々の債権者（貸し主）との間で返済方法や金額を決め直します。返済期間は2～3年が目安になり、借金の総額が比較的少額の場合に適しています。

「特定調停」は、簡易裁判所に申し立てをして、調停委員の仲介を受けながら借金の返済方法や金額を決め直します。借金をしている金融会社の数が少ない場合に適しています。

「個人再生」は、地方裁判所に申し立てをして、借金額の一定割合を3年間程度で支払うことを条件に、残りの借金を免除してもらう方法です。住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合に、この手続きを選択すれば、自宅を持ち続けることができます。

「自己破産」は、地方裁判所に申し立てをして、全財産を債権者に分配し、残りの借金を全額免除してもらう方法です。自己破産で受ける制約として、数年間新たな借金やクレジットカードの使用ができなくなるなどがありますが、債務者の生活を維持するために必要な範囲の現金や家財道具などは手元に残ります。

県立消費生活センターでは、毎月第3月曜日の午後2～5時に、弁護士による無料の多重債務相談を行っています。債務整理など借金について相談したい方はまずはセンターまでお電話してください。